

J R 四国労組ニュース

令和元年 8 月 2 9 日 (No 2 / 1)

発行責任者 / 大谷 清

編集責任者 / 武智 義治

総合労働協約改訂等 交渉開始！

“ 組合員と家族の幸せ実現 ” に向けて

本部は、令和元年 8 月 1 4 日に申第 1 号、申第 2 号及び申第 3 号で申し入れた「総合労働協約改訂等」「準組合員（エキスパート社員）の賃金引き上げ」「準組合員（契約社員）の賃金引き上げ」について、本日、団体交渉を行った。

組合は、「明るく働きがいのある職場づくり」の観点から、総合労働協約改訂による労働条件の改善は極めて重要であるとの認識に基づき、申し入れの主旨を説明した。

< 組合からの申し入れ内容 >

申第 1 号

【労使間の取り扱いに関する協約】

- 第 9 条（専従者の選任）第 2 項を次のとおり改正されたい。（下線部分修正）
前項に定める組合業務専従者（以下「専従者」という。）の数は、毎年 9 月 1 日現在の当該労働組合の社員である組合員数を基礎に組合と会社が協議し決定する。
- 第 1 7 条（掲示内容）第 1 項の、下線部分を削除されたい。
掲示類は、組合活動に必要なものとする。また、掲示類は、会社の信用を傷つけ、政治活動を目的とし、個人を誹謗し、事実に反し、又は職場規律を乱すものであってはならない。

【労働条件に関する協約】

〔人事関係〕

- 第 2 0 条（休職事由）に、自己啓発のための休職を新設されたい。
- 第 5 2 条（定年）第 2 項の退職日は、定年に達する月の属する年度末とされたい。
- 6 5 歳まで組合員（社員）として勤務できる制度を併設されたい。

〔勤務関係〕

- 労働時間短縮についての実施計画を明らかにされたい。
- 当面、年間休日を 1 2 0 日にされたい。
- 3 6 協定における時間外労働時間を抑制・平準化させるとともに、月 4 5 時間以上を超えた場合の割増率を増額されたい。
- 人事異動の事前通知を 1 4 日前とされたい。
- 列車乗務員及び動力車乗務員の一日平均労働時間を短縮されたい。
- 在宅勤務制度及びフレックスタイム制度等、多様な働き方を新設されたい。

J R 四国労組ニュース

令和元年 8 月 2 9 日 (N o 2 / 2)

発行責任者 / 大谷 清

編集責任者 / 武智 義治

- 10 昇職・昇格試験の二次試験受験は勤務とされたい。
- 11 育児短時間勤務取得条件である「3歳未満」を「小学校の始期に達するまで」に引き上げられたい。
- 12 看護休暇の取得条件である「小学校の就学の始期」を「中学校の就学の始期」に引き上げられたい。
- 13 半休制度の適用勤務種別を拡大されたい。
- 14 保存休暇の適用範囲を次の通り改善されたい。
 - (1) 私傷病による場合は、「4日以上継続する場合」の条件を削除し、必要な日
 - (2) 人間ドック・定期健康診断で再検査となった場合、検査受診するための必要な日
 - (3) 「小学校及び中学校行事に出席する場合」の必要な日
- 15 次の各項目を有給休暇とされたい。
 - (1) 厚生労働省、医師などの指導により、隔離の状態となった場合
 - (2) 配偶者の出産又は出産に伴う入退院等に付き添う場合
 - (3) 不妊治療を受ける場合に要する日
 - (4) 国及び公共団体等が行うボランティア活動に参加する場合
 - (5) 看護休暇及び介護休暇
- 16 第86条第1項第2号「忌引による場合」の日数を次のとおり改善されたい。
 - (1) 姻族一親等直系尊属（父母）の葬祭執行において喪主となる場合は7日
 - (2) 姻族二親等直系尊属（祖父母）3日
- 17 第86条第1項第3号「り災休暇」の適用範囲を拡大されたい。
- 18 女性が早期に職場復帰できる支援体制を拡充されたい。
- 19 女性特有の休暇制度を改善するとともに、休暇の名称を変更されたい。

【賃金関係】

- 20 初任給改善をはじめ、全世代の賃金改善を図られたい。
- 21 第151条（基本給）55歳以上の基本給支給率を改善されたい。あわせてその適用は55歳に達する年の、翌年度からとされたい。
- 22 第168条（扶養手当の範囲）第7号「重度心身障害者」の下線部分を削除されたい。
- 23 扶養手当を増額されたい。
- 24 第171条（通勤手当支払条件及び範囲）において、自転車等を利用して通勤する場合の一利用区間の距離「2km以上」を緩和するとともに、支払額を見直しされたい。
- 25 職務手当・技能手当等の新設及び支払額を改善するとともに、技能手当支払基準（資格別点数表による資格等を有する者）となる対象職種を拡大されたい。
（各種技術指導や工事監督及び指令業務、駅務サポートマネージャー、2級土木施工管理技士や2級建築士等）
- 26 第197条 自動車運転手当の支払範囲に軌陸車等の特殊作業車を追加するとともに、大型車以外も適用とされたい。
- 27 第200条 交代制等勤務手当及び第203条 夜間特殊業務手当を増額されたい。
- 28 レール削正車による削正作業に従事した場合、夜間特殊業務手当の支払範囲とされたい。
- 29 夜間特殊業務手当と交代制等勤務手当の併給不可を改善されたい。
- 30 第216条 教導手当の支払額を増額されたい。

J R 四国労組ニュース

令和元年 8 月 2 9 日 (N o 2 / 3)

発行責任者 / 大谷 清

編集責任者 / 武智 義治

- 31 第 2 2 4 条第 1 項に定める、超過勤務手当、夜勤手当及び祝日勤務手当を計算する場合の 1 時間当たり単価を次のとおり改正されたい。
 - (1) B 単価 1 0 0 分の 1 5 0
 - (2) C 単価 1 0 0 分の 5 0
 - (3) F 単価 1 0 0 分の 2 0 0
- 32 第 2 基本給の見直しを図られたい。
- 33 育児・介護休職取得時における昇給の取り扱いを改善されたい。
- 34 通常列車を利用して通勤している者が、災害等により列車通勤が困難になり「自転車等」を利用して通勤した場合、燃料費等の実費を補償されたい。
- 35 アテンド手当を増額するとともに、来春運行開始予定の新たな観光列車従事者も支給対象とされたい。

【安全及び衛生関係】

- 36 定期健康診断受診は勤務時間とされたい。
- 37 S A S に係わる検査・診察など、受診に要する日は勤務とし、治療中に要する費用（治療器具レンタル代、月約 5,000 円・保険適用）は会社負担とされたい。
- 38 人間ドック受診対象年齢を引き下げるとともに、脳ドック等のオプション検診について補助をされたい。

【福利・厚生関係】

- 39 女性組合員が働きやすいよう、職場環境整備を図られたい。
- 40 接客業務従事者（駅・列車乗務員、動力車乗務員）に、接客用長袖ワイシャツを貸与されたい。また、技術系従事者の熱中症対策のため、空調付き作業着を貸与されたい。
- 41 住宅補給金を増額されたい。
- 42 社宅退去時の修繕費用を廃止されたい。
- 43 通勤における特急列車の乗車特認について、承認範囲及び特例条件を緩和されたい。
- 44 購入券の交付枚数を増やされたい。
- 45 インフルエンザの予防接種費用補助を増額するとともに、家族への対象拡大や各地区における接種機会を拡大されたい。

【準組合員（エキスパート社員）の労働条件に関する協約】

【勤務関係】

- 1 列車乗務員、及び動力車乗務員の一日平均労働時間を短縮されたい。
- 2 当面、年間休日を 1 2 0 日にされたい。
- 3 短日数勤務制度の適用職種を拡大されたい。
- 4 列車乗務員にエキスパート社員向け行路を新設されたい。
- 5 半休制度の適用勤務種別を拡大されたい。
- 6 在宅勤務制度及びフレックスタイム制度等、多様な働き方を新設されたい。
- 7 保存休暇の使用範囲を、組合員要求項目に準じ拡大されたい。
- 8 有給休暇の対象項目を組合員と同様にされたい。
- 9 「り災休暇」の適用範囲を拡大されたい。

J R 四国労組ニュース

令和元年 8月29日 (No 2 / 4)

発行責任者 / 大谷 清

編集責任者 / 武智 義治

【賃金関係】

- 10 通勤手当支払条件及び範囲において、自転車等を利用して通勤する場合の一利用区間の距離「2 km以上」を緩和するとともに、支払額を見直しされたい。
- 11 職務手当・技能手当等の新設及び支払額を改善するとともに、技能手当支払基準（資格別点数表による資格等を有する者）となる対象職種を拡大されたい。
（各種技術指導や工事監督及び指令業務、駅務サポートマネージャー、2級土木施工管理技士や2級建築士等）
- 12 自動車運転手当の支払範囲に軌陸車等の特殊作業車を追加するとともに、大型車以外も適用とされたい。
- 13 交代制等勤務手当及び夜間特殊業務手当を増額されたい。
- 14 レール削正車による削正作業に従事した場合、夜間特殊業務手当の支払範囲とされたい。
- 15 夜間特殊業務手当と交代制等勤務手当の併給不可を改善されたい。
- 16 教導手当の支払額を増額されたい。
- 17 超過勤務手当、夜勤手当及び祝日勤務手当を計算する場合の1時間当たり単価を次のとおり改正されたい。
 - (1) B単価 100分の150
 - (2) C単価 100分の50
 - (3) F単価 100分の200
- 18 第99条の6に定める期末一時金の係数（0.4）を撤廃されたい。
- 19 住宅補給金及び扶養手当の支払い対象とされたい。あわせて期末一時金の基準額は、扶養手当を加えて算定されたい。
- 20 慰労金を増額するとともに、雇用契約期間に応じた慰労金を支給するよう改善されたい。
- 21 通常列車を利用して通勤している者が、災害等により列車通勤が困難になり「自転車等」を利用して通勤した場合、燃料費等の実費を補償されたい。

【安全及び衛生関係】

- 22 定期健康診断受診は勤務時間とされたい。
- 23 SASに係わる検査・診察など、受診に要する日は勤務とし、治療中に要する費用（治療器具レンタル代、月約5,000円・保険適用）は会社負担とされたい。

【福利・厚生関係】

- 24 通勤における特急列車の乗車特認について、承認範囲及び特例条件を緩和されたい。
- 25 購入券の交付枚数を増やされたい。
- 26 接客業務従事者（駅・列車乗務員、動力車乗務員）に、接客用長袖ワイシャツを貸与されたい。また、技術系従事者の熱中症対策のため、空調付き作業着を貸与されたい。
- 27 インフルエンザの予防接種費用補助を増額するとともに、家族への対象拡大や各地区においての接種機会を拡大されたい。

J R 四国労組ニュース

令和元年 8 月 2 9 日 (N o 2 / 5)

発行責任者 / 大谷 清

編集責任者 / 武智 義治

【準組合員（契約社員）の労働条件に関する協約】

〔勤務関係〕

- 1 列車乗務員、及び動力車乗務員の一日平均労働時間を短縮されたい。
- 2 有給休暇の対象項目を組合員と同様にされたい。
- 3 「り災休暇」の適用範囲を拡大されたい。
- 4 契約社員に見習い教育手当を新設されたい。
- 5 女性が早期に職場復帰できる支援体制を拡充されたい。
- 6 女性特有の休暇制度を改善するとともに、休暇の名称を変更されたい。
- 7 アテンダント手当を増額するとともに、来春運行開始予定の新たな観光列車従事者も支給対象とされたい。

〔賃金関係〕

- 8 通勤手当支払条件及び範囲において、自転車等を利用して通勤する場合の一利用区間の距離「2 km 以上」を緩和するとともに、支払額を見直しされたい。
- 9 通常列車を利用して通勤している者が、災害等により列車通勤が困難になり「自転車等」を利用して通勤した場合、燃料費等の実費を補償されたい。
- 10 超過勤務手当、夜勤手当及び祝日勤務手当を計算する場合の 1 時間当たり単価を次のとおり改正されたい。
 - (1) B 単価 1 0 0 分の 1 5 0
 - (2) C 単価 1 0 0 分の 5 0
 - (3) F 単価 1 0 0 分の 2 0 0
- 11 緊急呼出手当の支給対象とされたい。

〔安全及び衛生関係〕

- 12 定期健康診断受診は勤務時間とされたい。

〔福利・厚生関係〕

- 13 女性が働きやすいよう、職場環境整備を図られたい。
- 14 社宅・寮の利用対象条件を緩和されたい。
- 15 賃金控除に関する協定に定める賃金控除項目は、組合員（社員）と同一とされたい。
- 16 インフルエンザの予防接種費用補助を増額するとともに、家族への対象拡大や各地区における接種機会を拡大されたい。

< 主な交渉内容 >

組合：J R 四国労組は、現在の J R 四国を取り巻く経営環境の厳しさを責任組合として十分認識し、『安全・安定輸送』の確立を第一義に、効率化や各種施策に協力している。また、組合員は日々厳しい要員需給の中、収入の確保に向け全力で奮闘している。

この間の組合員の努力に応え、職場の活性化と勤労意欲の高揚を図るためにも、制度改善に向け前向きに検討するよう強く求める。

会社：会社の体力、貴側の要求趣旨を十分踏まえ、今後鋭意検討していくこととしたい。

J R 四国労組ニュース

令和元年 8月29日 (No 2 / 6 終)

発行責任者 / 大谷 清

編集責任者 / 武智 義治

< 組合からの申し入れ内容 >

申第 2 号

【 2019 年度準組合員 (エキスパート社員) の賃金引き上げについて 】

- 1 エキスパート社員の基本賃金を、一人当たり 3 % の原資をもって引き上げられたい。
- 2 実施日 2019 年 10 月 1 日とされたい。

申第 3 号

【 2019 年度準組合員 (契約社員) の賃金引き上げについて 】

- 1 賃金引き上げについて
 - (1) 契約社員 (月給・日給適用者) の契約基本賃金を、一人当たり 3 % の原資をもって引き上げられたい。
 - (2) 契約社員 (時給適用者) の時間給額を、一人当たり 40 円引き上げられたい。
- 2 実施日 2019 年 10 月 1 日とされたい。

< 会社回答 >

- ・エキスパート社員の基本賃金については、現行の水準で特段問題ないと考えられることから、今年度の改定は行わないこととする。
- ・契約社員の基本賃金については、サポーター社員 (時給適用者) の基本賃金の改定を行う。
(別紙 参照)

< 主な交渉内容 >

組合：サポーター社員の基本賃金の改善が図られたが、一方で皆勤手当を廃止する理由を明らかにされたい。

会社：契約社員の基本賃金については、地場賃金の状況や職種別・地域別の労働市場の状況などを総合的に勘案して判断している。その上でサポーター社員については、人材の確保や定着率の観点から現行水準より上昇させることとした。

皆勤手当の廃止については、皆勤手当の支給実態として、ほとんどのサポーター社員に支給されていることから、皆勤手当を廃止するとともに固定的に支払われる基本賃金を上積みし、人材の確保・定着に繋がりたいと考えている。

組合：皆勤手当を廃止することによって、準組合員の賃金水準は低下しないのか。

会社：基本賃金の上昇を図ることにより、現行よりも賃金水準が下がることはない。また、年休取得時の賃金支給単価が増加するため、年休取得時の賃金は現行より上昇する。

組合：エキスパート社員、パートナー社員の賃金引き上げについて「今年度の改定は行わない。」との回答であったが、業務内容等を勘案し改善を図るべきである。

会社：現行の賃金水準は、地場の水準や最低賃金を上回っていることから今回は改訂しないこととした。

組合：厳しい要員需給の中において、エキスパート社員及びパートナー社員の職場での任務や役割等は非常に大きくなっており、勤労意欲向上のためにも賃金改善・処遇制度の確立に向け取り組むべきである。

交渉終了後、業務対策委員会を開催し検討した結果、「準組合員の賃金引き上げ」については一部ではあるが改善が図られたことから、本日 17 時に妥結した。

また、「総合労働協約改訂等」については、団体交渉を継続することとした。

以 上

別紙

2019年度の契約社員基本賃金の改定等について

2019年8月

J R 四 国

標題については以下のとおりとする。

1 サポーター社員の基本賃金の改定等

基本賃金を次表のとおり改定する。

職 種 等	区 分	基本賃金		エリア
		現行	改定	
駅及びワープ 支店勤務者等	Sランク	900円	920円	予讃線（高松～鬼無）、高德線（高松～屋島）
	特Aランク	880円	900円	予讃線（端岡～丸亀）、高德線（佐古～徳島）
	Aランク	850円	870円	予讃線（讃岐塩屋～今治・松山）、 土讃線（多度津～讃岐財田・高知）、 高德線（古高松南～吉成） 鳴門線
	Bランク	830円	850円	予讃線（波止浜～三津浜・市坪～伊予市）
	Cランク	810円	830円	予讃線（向井原～宇和島）、内子線、 土讃線（坪尻～薊野、入明～窪川）、予土線、 徳島線（蔵本～佃）、牟岐線（阿波富田～海部）
アテンダント		920円	940円	
ゆうゆうアンパンマンカー スタッフ		920円	940円	
事務職等		840円	860円	

なお、上記改定にあわせ、皆勤手当を廃止する。

2 実施時期

2019年10月1日から実施する。

3 その他

基本賃金の改定等に伴い採用時の契約基本賃金を改定する。また、現行の契約社員については、改定額を契約基本賃金に上積みするものとする。

なお、パートナー社員については、今年度の基本賃金の改定は行わない。